

今月の内容

- ◆ 令和8年3月より 協会けんぽの保険料率が変わります
- ◆ 令和8年4月より 子ども・子育て支援金の拠出が始まります
- ◆ 令和8年4月より 雇用保険料率が変わります
- ◆ 令和8年7月より 障害者の法定雇用率が変わります

令和8年3月より 協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽの保険料率が、令和8年3月分（4月納付分）より改定され、協会けんぽ東京支部の保険料率は以下のとおり変更されます。

【注】 健保組合の保険料率は以下と異なります。健保組合のHP等でご確認ください。

健康保険《協会けんぽ 東京支部》

	R8年2月分まで	R8年3月分から
保険料率	99.10/1000 ⇄	98.50/1000
本人・事業主 折半負担率	49.55/1000 ⇄	49.25/1000

介護保険《協会けんぽ(全国一律)》

	R8年2月分まで	R8年3月分から
保険料率	15.90/1000 ⇄	16.20/1000
本人・事業主 折半負担率	7.95/1000 ⇄	8.10/1000

! 4月支給分の給与を計算する前に、社会保険料率の設定を変更してください。

! 賞与については、3月1日に支給する分から保険料率が変わります。

令和8年4月より 子ども・子育て支援金の拠出が始まります

子育て世帯への支援や給付の拡充に充てるため、令和8年4月より、子ども・子育て支援金（以下、「支援金」といいます。）を拠出（負担）する制度が始まります。

誰が支援金を負担するの？

健康保険に加入している
個人(健康保険の被保険者)と事業主が負担

年齢にかかわらず、全員が負担します

いくら負担するの？

各人の健康保険の標準報酬月額[※] × 子ども・子育て支援金率(0.23%) = 支援金額(月額)

本人と事業主が半額ずつ負担します

例) 標準報酬月額が30万円の場合
30万円 × 0.23% = 690円 (本人と事業主が345円ずつ負担)

いつからどうやって納めるの？

本人負担分は毎月の給与から控除[※] → 事業主が健康保険料とあわせて納付

令和8年4月分(5月納付分)から控除・納付します

※賞与からも支援金を拠出します(標準賞与額×支援金率)。

令和8年4月より 雇用保険料率が変わります

令和8年4月より、雇用保険料率（労働者負担・事業主負担）が以下のとおり変更されます。

《令和8年4月1日～令和9年3月31日の雇用保険料率》

	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.0/1000	8.5/1000	13.5/1000
(R8年3月まで)	(5.5/1000)	(9.0/1000)	(14.5/1000)
建設の事業	6.0/1000	10.5/1000	16.5/1000
(R8年3月まで)	(6.5/1000)	(11.0/1000)	(17.5/1000)

! 令和8年4月分給与（給与が翌月払いの場合は5月に支給する給与）を計算する前に、雇用保険料率の設定を**5.0/1000**（建設業は6.0/1000）に変更してください。

令和8年7月より 障害者の法定雇用率が変わります

すべての事業主は、労働者の一定割合以上の障害者を雇用することが法律で義務化されています。この一定割合のことを、障害者の「**法定雇用率**」といいます。

令和8年7月より、民間企業の法定雇用率が以下のように変わります。

《障害者の法定雇用率》

	令和8年6月まで	R8年7月から
民間企業の法定雇用率	2.5% ⇄	2.7%
1人以上の障害者を雇用することが義務になる労働者数	40.0人以上 ⇄	37.5人以上



労働者が37.5人以上いる企業において、1人以上の障害者を雇用することが義務化されます。
($37.5 \text{人} \times 2.7\% = 1.0125 \text{人}$)

あおぞらスタッフだより

最近少しずつ暖かくなってきて、花が咲き、春の訪れを感じますね。
私は色とりどりの期間限定の和菓子からも、毎年春の訪れを感じています。
甘さと酸味の絶妙なバランスのいちご大福、うぐいす餅、道明寺…
見た目が華やかで、香りもよく、それに美味しい！
今年も春の和菓子を食べて、ほっこりとした気持ちになるのが楽しみです♪ [林三]

